

秋田県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

秋田県のビジョンを次ページ以降に公開します。

秋田県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【秋田県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→秋田県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《秋田県》](#)
- ③確認書の作成 [《秋田県》](#)
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・
[確認書の交付](#) [《秋田県→申請者》](#)
- ⑤申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された[管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、秋田県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

秋田県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：産業労働部 地域産業振興課 輸送機産業班
電話番号：018 (860) 2242

秋田県
次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年7月

秋田県

1. ビジョン策定の趣旨等

(1) ビジョンの趣旨

- このビジョンは、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」における「充電器設置のためのビジョン」として策定するものであり、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など環境に優しい自動車の普及拡大のため、県内において**必要な充電設備の整備に関する考え方を示す**ものである。
- なお、ビジョンについては、今後の充電設備の整備状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

■ 次世代自動車インフラ整備促進事業の概要

事業の概要	補助対象経費	補助率
自治体等が策定する充電器設置のための ビジョンに基づく充電器	充電設備購入費＋工事費	2/3
ビジョンには基づかないものの公共性を有する充電器	充電設備購入費＋工事費	1/2
マンションの駐車場及び月極駐車場へ設置する充電器	充電設備購入費＋工事費	1/2
上記以外の充電器	充電設備購入費	1/2

(2) ビジョンの期間

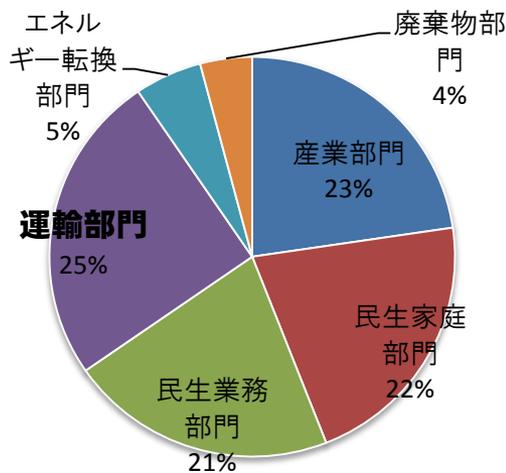
- 本ビジョンの策定日から「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が終了する日までとする。

1. ビジョン策定の趣旨等

(3) ビジョンの背景

- 秋田県内の二酸化炭素排出量の約4分の1は運輸部門が占めている。
- 特に、地域交通を自動車に大きく依存せざるを得ない本県において、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車をはじめとする次世代自動車は、クリーンな自動車交通社会を構築するために重要な役割を担うものと考えられる。

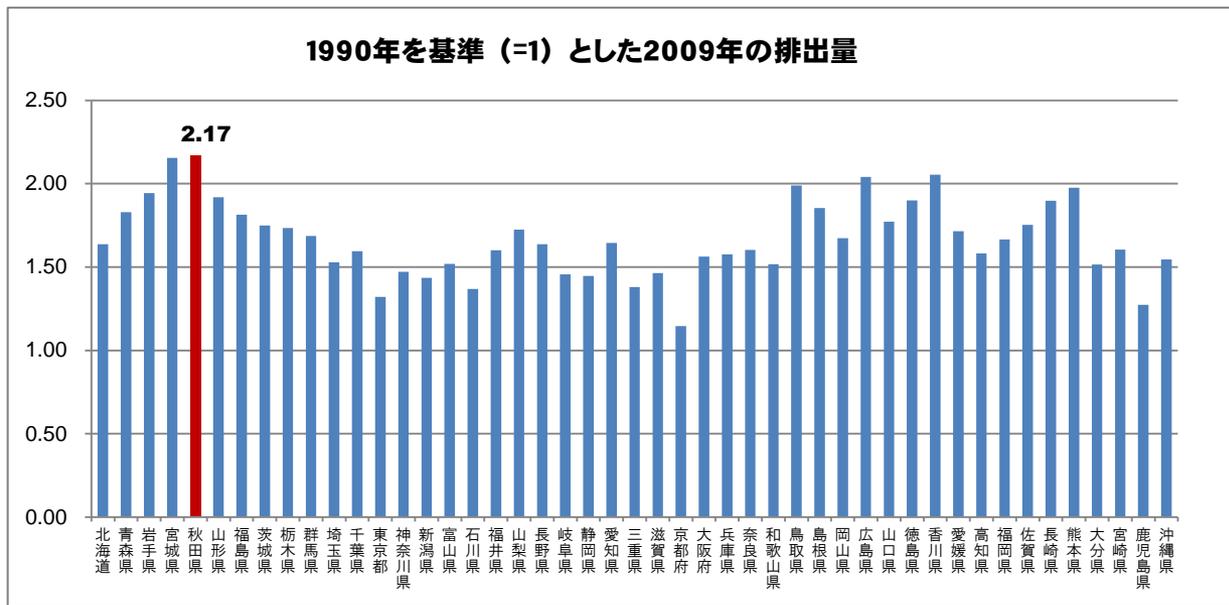
秋田県の二酸化炭素排出量に占める部門別の割合（2009年度）



排出総量=9,139千トﾝ-CO2

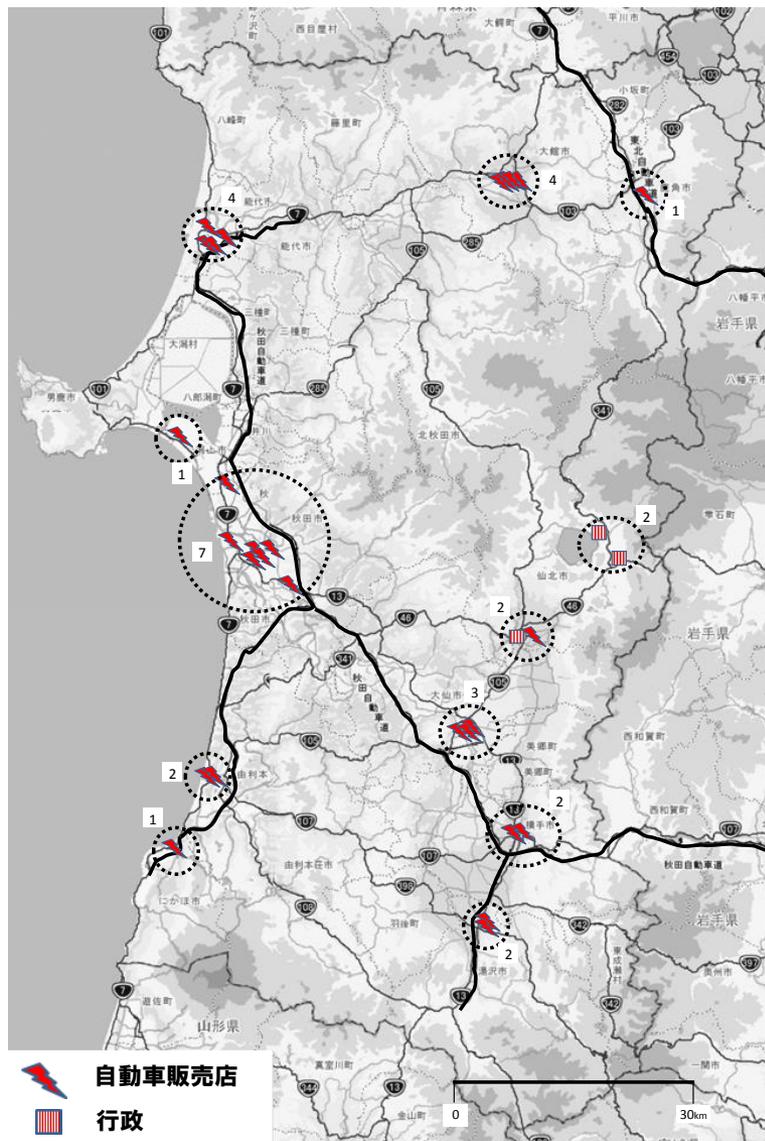
家計乗用車帰属 一人当たり炭素排出量の増加率

1990年を基準 (=1) とした2009年の排出量



出所:資源エネルギー庁「エネルギー消費統計」(H24.6月公表)より作成

2. 秋田県における充電インフラの現状

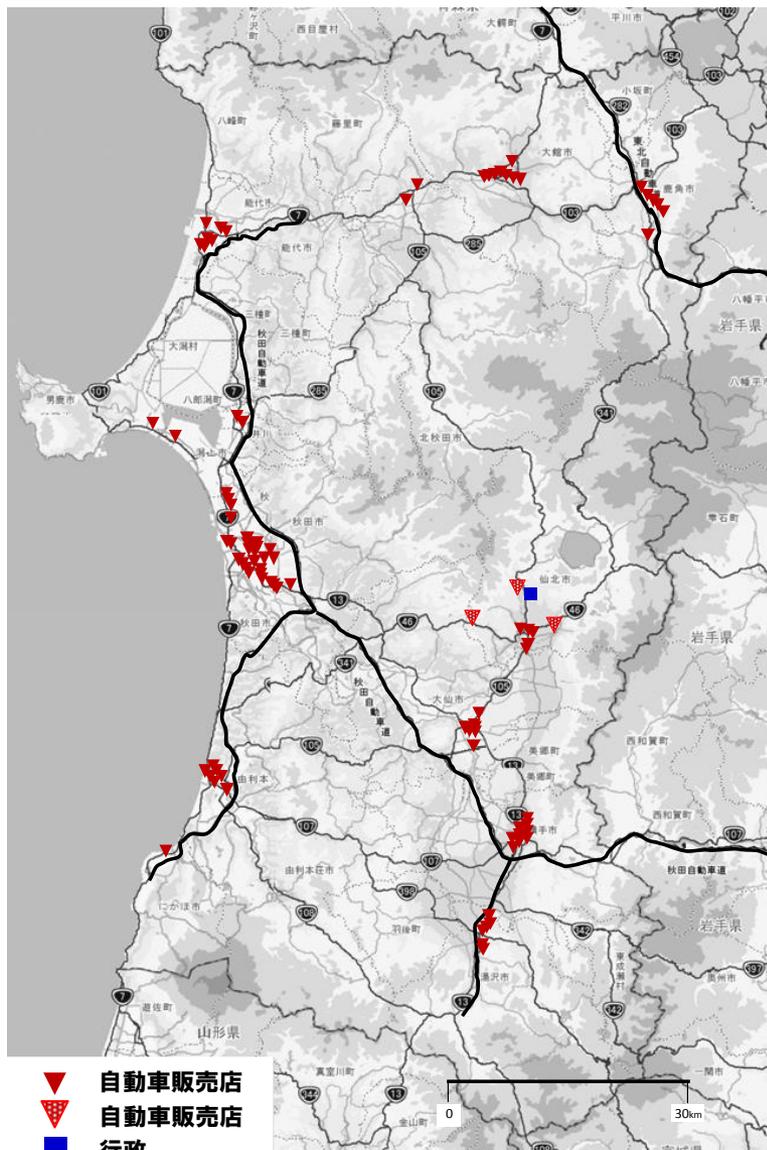


(1) 急速充電器の設置状況 (H25年4月末現在)

市町村名	設置箇所		計
	自動車販売店	行政	
秋田市	7		7
能代市	4		4
横手市	3		3
大館市	4		4
湯沢市	2		2
鹿角市	1		1
由利本荘市	2		2
潟上市	1		1
大仙市	3		3
にかほ市	1		1
仙北市	1	3	4
計	29	3	32

- ほとんどが自動車販売店による設置。
- 自動車販売店は市街地に立地するため、都市と都市をつなぐ経路上での充電に対応できない状況。

2. 秋田県における充電インフラの現状



(2) 普通充電器の設置状況 (H25年4月末現在)

市町村名	設置箇所			計
	自動車販売店	その他民間施設	行政	
秋田市	26	1		27
能代市	7			7
横手市	9			9
大館市	8			8
男鹿市	1			1
湯沢市	6			6
鹿角市	6			6
由利本荘市	7			7
潟上市	2			2
大仙市	7			7
北秋田市	2			2
にかほ市	1			1
仙北市	5	3	1	9
井川町	1			1
計	88	4	1	93

- ・ 滞在先での設置が進んでおらず、電欠のおそれが生じる場合には、自動車販売店への立ち寄りを強いられている状況。

3. 充電インフラ整備の方向性

(1) 本県の課題

充電設備を整備し、次世代自動車の普及を進めるためには、**自動車販売店以外への設置促進が必要**である。

(2) 充電インフラ整備の方向性

I. 経路充電の整備

積雪寒冷地である秋田県にとって望ましい設置間隔に基づき、主要幹線道路である県内の国道に、経路充電のための充電インフラを整備する。

- **想定される設置箇所**

道の駅、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、自動車販売店等

II. 目的地充電の整備

次世代自動車利用者の利便性向上のため、観光地や商業施設等の目的地における充電インフラを整備する。

- **想定される設置箇所**

観光地（観光施設、宿泊施設）、大規模商業施設、病院、公共施設等

4. 具体的な充電器配置の考え方

(1) 経路充電

① 充電施設の設置間隔

- 冬期における電費低下を踏まえ、県内国道の起点・終点を定め、**30km毎**に1箇所の充電施設を配置する。

- 平成22年度～23年度に実施した「田沢湖周辺地域における次世代自動車実証試験」での電費データに基づき、設置間隔を30kmと設定する。

② 充電器の種類

- 経路充電は急速充電器の設置が望ましいが、道の駅は比較的長時間滞在させたい施設でもあることから、普通充電器の設置も可能とする。

(2) 目的地充電

① 充電施設の設置箇所

- **市町村単位**で原則2箇所を基礎配置とし、自動車保有台数、事業所数、観光客数に応じて、設置箇所数を設定する。

② 充電器の種類

- 目的地充電は、長時間滞在が見込まれることから、普通充電器の設置が主であるが、観光施設や商業施設では経路充電としての役割も持つと考えられることから、急速充電器の設置も可能とする。

5. ビジョンの対象となる設置場所・箇所数

(1) 経路充電 (45箇所)

	設置場所の指定方法			充電器の種類	設置箇所数
	対象路線	実延長距離 (km)	起点 (上段) 終点 (下段)		
(1)	国道 7号	244	にかほ市象潟町小砂川字川崎 大館市字長走下内沢	急速充電器 又は 普通充電器	8
(2)	国道 13号	139	湯沢市上院内矢ごめ国有林82林班 秋田市川尻町字大川反233番7(国道7号交点)		5
(3)	国道 46号	59	仙北市田沢湖生保内字生保内 大仙市協和境字岸館74番5(国道13号交点)		2
(4)	国道101号	89	八峰町八森字大間18番2地先 秋田市金足岩瀬字小川瀬31-1地先(国道7号交点)		3
(5)	国道103号	64	小坂町十和田湖字休平24番地2地先 大館市立花字上立花180番1(国道7号交点)		2
(6)	国道104号	11	鹿角市十和田大湯字大清水144番地先 鹿角市十和田大湯字白沢70番(国道103号交点)		1
(7)	国道105号	179	由利本荘市井戸尻23番11(国道7号交点) 北秋田市綴字字大堤397番地1地先(国道7号交点)		6
(8)	国道107号	70	横手市山内黒沢字上ノ山13番5 由利本荘市一番堰159番1地先(国道105号交点)		2
(9)	国道108号	82	湯沢市秋ノ宮字役内山国有林45林班い小班 由利本荘市一番堰146番1地先(国道105号交点)		3
(10)	国道282号	44	鹿角市八幡平字才田18番1地先 小坂町小坂字古遠部沢国有林9林班ち小班		1
(11)	国道285号	63	潟上市飯田川飯塚字古開92番5(国道7号交点) 大館市中山字流田108番7地先(国道103号交点)		2
(12)	国道341号	119	鹿角市八幡平字長嶺前田2番8(国道282号交点) 由利本荘市神沢字浜辺3番4(国道7号交点)		4
(13)	国道342号	48	横手市十文字町佐賀会字下沖田834番1(国道13号交点) 東成瀬村仁郷山国有林13林班ほ小班		2
(14)	国道397号	9	東鳴瀬村岩井川字沼ノ又国有林7林班れ小班 東成瀬村岩井川字城下112番1(国道342号交点)		1
(15)	国道398号	73	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林43林班へ小班 由利本荘市東由利館合字壇の下10番3(国道107号交点)		2
(16)	国道454号	13	小坂町十和田湖字生出無番地(国道103号交点) 小坂町十和田国有林86林班い小班		1

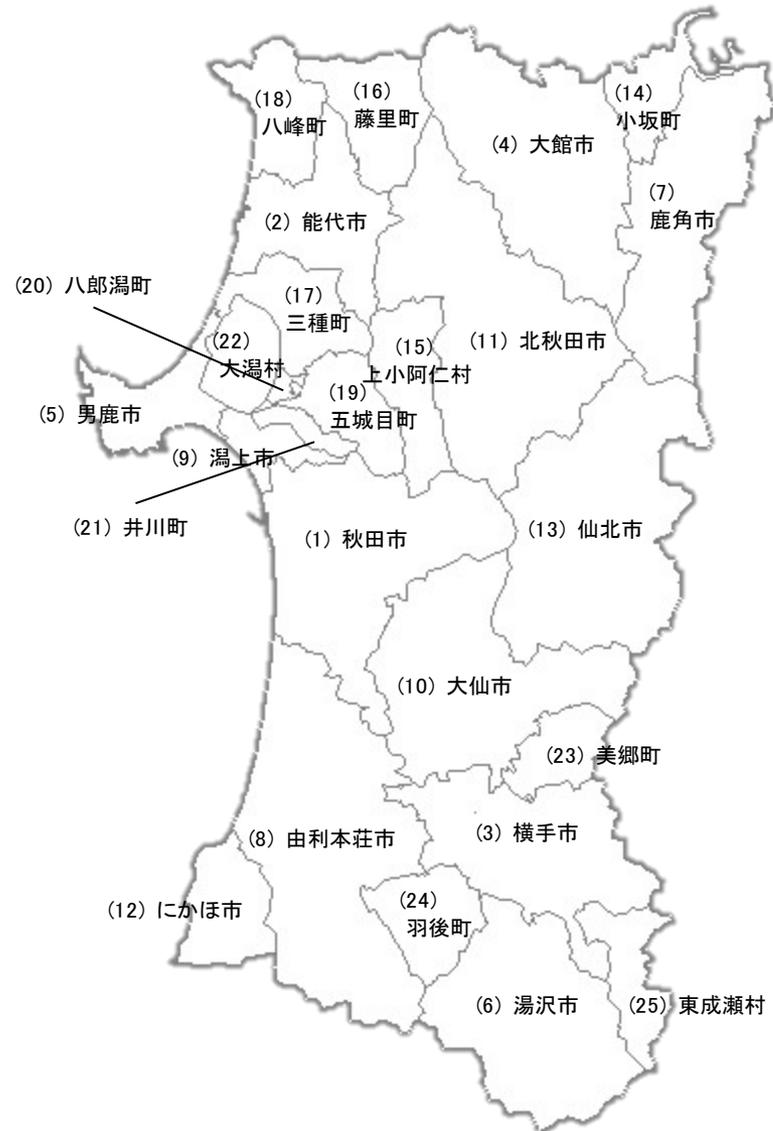
(県内の国道路線30kmに1箇所の間隔で設置)



5. ビジョンの対象となる設置場所・箇所数

(2) 目的地充電 (150箇所)

	設置場所の 指定方法 (市町村名)	充電器の 種類	設置 箇所数
(1)	秋田市	急速充電器 又は 普通充電器	28
(2)	能代市		7
(3)	横手市		10
(4)	大館市		8
(5)	男鹿市		6
(6)	湯沢市		6
(7)	鹿角市		7
(8)	由利本荘市		9
(9)	潟上市		5
(10)	大仙市		9
(11)	北秋田市		5
(12)	にかほ市		6
(13)	仙北市		12
(14)	小坂町		4
(15)	上小阿仁村		2
(16)	藤里町		2
(17)	三種町		3
(18)	八峰町		3
(19)	五城目町		2
(20)	八郎潟町		2
(21)	井川町		2
(22)	大潟村		3
(23)	美郷町		4
(24)	羽後町		3
(25)	東成瀬村		2



5. ビジョンの対象となる充電設備の要件

ビジョンに基づく充電設備は、次の要件を満たすものとする。

- ① 今後、新設される充電器（中古品を除く。）であること。
- ② 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ③ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ④ 充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと。
（ただし、駐車料金等の徴収は可とする。）
- ⑤ 利用者を限定していないこと。
（ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする。）